

前橋制服ばんくネットワーク 会則

第1条（名称）

本会は、「前橋制服ばんくネットワーク」（以下本会という）と称する。

第2条（目的）

本会は、学生服を次世代へつなぐ「制服ばんく」の活動を通じて、前橋市において活動に取り組む個人、団体（PTA含む）、学校法人、行政、企業が相互に連携・支援する体制を構築することを目的とする。学生服を通じた家計負担の軽減と、地域の資源を循環させるコミュニティづくりを推進し、前橋の子供たちが安心して学べる豊かな地域社会の実現に寄与する。

第3条（定義と機能）

本会は、以下の機能を備えることで、学生服の譲渡を通じた家計支援とコミュニティ形成の拠点となり、地域を繋ぐ役割を担う。

1. 譲渡機能：新入学生や在校生が、制服等を譲り受けることができる機能
2. 案内機能：譲渡会や寄付回収に関する情報を、地域住民へ適切に発信する機能
3. 交流・支援機能：来場者との対話や交流を通じて、生活のサポートや地域資源に繋げる機能
4. 連携機能：拠点間のネットワークにより、在庫情報の共有と物量調整を行う機能
5. 回収機能：循環を維持するための資源（制服等）を、地域から広く受け入れる拠点としての機能
6. 品質管理機能：専門技術による洗浄・補修を行い、リユース品の衛生品質を担保し、付加価値を高める機能

第4条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 運営ルールの策定：前橋市内における「制服ばんく譲渡会」の設置、運営、管理に関する基準の設定
2. 情報の共同発信：譲渡会および寄付回収に関する情報の周知・広報活動
3. ネットワーク化の推進：各譲渡会間の連携強化および活動事例の共有
4. 運営支援と助言：譲渡会の開設・運営に関する人材協力、実務指導および助言
5. 調査研究：活動の質的向上および地域ニーズ把握のための調査、研究
6. 教育・学習支援：生徒会等と連携した環境教育・地域貢献活動、およびPTAと連携したサーキュラーエコノミー（循環型経済）の啓発事業
7. その他：本会の目的達成に必要な付随事業

第5条（会員および活動形式）

1. 会員の定義：本会の会員は、第2条の目的に賛同し、第3条の機能を実現するために活動を希望する個人、団体、行政等とする。
2. 活動の形式：本会の主催による開催のほか、学校法人やPTAと連携した共同開催を推進する。
3. 会員の区分：入会手続きを経て登録された以下の者を会員とし、公共・民間の別を問わない。
 - ・① 個人会員：本活動への寄付、回収およびボランティア協力を行う個人
 - ・② 団体会員：本活動の趣旨に賛同し、回収や運営に協力する法人または任意団体（学校法人、PTA等を含む）
 - ・③ 自治体会員：エリア運営や行政支援を行う地方公共団体
 - ・④ 賛助会員：本会の目的に賛同し、資金、資材、または専門技術等の提供により活動を支援する個人または団体

第6条（入会および登録）

1. 入会申込：本会に入会しようとする者は、事務局が定める方法（書面、口頭、またはデジタル連絡手段等）により申し込みを行い、事務局の承認を得るものとする。
2. 会員登録：前項の承認を経て、本ネットワークの構成員として登録された者を会員とする。
3. 簡素化の原則：入会手続きは、地域連携の円滑化を目的とし、無償ボランティアや学校連携の範囲内においては、相互の合意をもってこれに替えることができる。

第7条（会費および運営協力金）

1. 基本原則：本会への入会金および会費は、原則として無料とする。
2. 運営協力金：本活動の継続および拡大（洗浄・保管・配送等）のため、会員および賛助企業に対し、運営協力金または協賛金の拠出を求めることができる。
3. 事業支援：本会が実施する特定の事業（学校別イベントの開催や拠点設置等）において、設置主体や行政、団体と協議の上、別途定める運営費を徴収、または助成を受けることができる。

第8条（会員の責務と免責）

1. 活動の遵守：会員および各譲渡会は、本会の信用を維持するため、第3条の機能を保持し、別途定める運用ルールを厳守しなければならない。
2. 転売の禁止：健全な循環を維持するため、譲渡を受ける者に対し、営利目的の転売（フリマアプリへの出品等）を禁止することを徹底し、その管理に努めるものとする。
3. 免責事項：譲渡品はリユース品の現状有姿での譲渡とし、譲渡後の品質保証および返品対応等は一切行わないものとする。

第9条（退会および資格の喪失）

1. 資格の喪失：会員および各譲渡会が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- ・① 退会届が事務局に受理されたとき
- ・② 除名されたとき
- ・③ 正当な理由なく2年以上活動実態がないとき
- ・④ 解散、死亡、または団体の消滅により活動継続が不能となったとき

2. 除名：会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、運営会議の議決により除名することができる。

- ・① 本会則（特に第8条に定める転売禁止等の遵守事項）に違反したとき
- ・② 本会の名誉を著しく傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき
- ・③ 第3条に掲げる機能を維持できず、運営主体として不適格と判断されたとき

第10条（運営体制）

1. 本会の円滑な運営を行うため、次の運営者を置く。

- ・① 運営責任者：1名（全体統括）
- ・② 運営幹事（運営維持者）：5名以内（各プロジェクト・地域担当）
- ・③ 事務局長（運営管理者）：1名（実務統括）
- ・④ 監事：2名以内（活動および会計の監査）

2. 運営者は、事務局を置く有限会社ココアの役職員、または本会の目的に賛同し運営責任者が適当と認めて委嘱した者をもって充てる。

3. 運営者の選任は、運営会議の承認を経て決定する。

第11条（運営者の職務）

1. 運営責任者は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 運営幹事（運営維持者）は、運営責任者を補佐し、運営責任者に支障があるときはその職務を代行する。

3. 事務局長（運営管理者）は、本会の運営実務を執行し、各プロジェクトの調整および管理を行う。

4. 監事は、本会の活動状況および会計を監査し、必要に応じて運営会議に報告を行う。

第12条（事務局および個人情報の保護）

1. 設置：本会の実務を遂行するため事務局を設ける。事務局に事務局長および必要なスタッフを置く。

2. 所在：事務局は、専門的な衛生管理および物流管理を行う能力を有する「洗濯工房ココア」（有限会社ココア／群馬県前橋市文京町3丁目33-13）内に置く。

3. 個人情報の保護：事務局は、活動を通じて取得した個人情報（譲渡・寄付の受付名簿等）を、個人情報保護法に基づき厳重に管理する。

4. 利用目的：取得した情報は、譲渡会の運営、本人確認、および本会からの活動に関する連絡以外の目的には一切利用しない。

第13条（会計）

本会の運営費用は、以下の収入をもって充て、利用者への無償「制服ばんく譲渡会」を維持するものとする。

1. 賛助会員による会費および寄付金。
2. 本会の趣旨に賛同する企業・団体（事務局運営母体である有限会社ココアを含む）による社会貢献寄付および事業支援金
3. 行政等からの補助金または委託金
4. その他の事業収益および雑収入

第14条（会計年度）

会計年度は1月1日から12月31日までとする。

第15条（委任）

本会則に定めのない事項、および本会の運営に必要な細則については、運営会議の決議により別に定めるものとする。

第16条（解散）

1. 本会は、運営会議の決議により解散することができる。
2. 解散に際しての残余財産（在庫品および残余金）は、運営会議の決議を経て、本会の目的に類似する活動を行う団体、または前橋市内の教育・福祉に関連する団体へ寄付するものとする。

第17条（附則）

この会則は、2023年12月27日から施行する。

この会則の修正規定は、2026年4月13日から施行する。

【運営事務局】

前橋制服ばんくネットワーク 運営事務局

（事務局受託：有限会社ココア 洗濯工房ココア）

住所：群馬県前橋市文京町3丁目33-13

電話：027-243-5580